

勘定科目一覧表			
資金収支計算書記載科目			
収入の部			
科 目		活動 区分	備 考
大 科 目	小 科 目		
学生生徒等納付金収入		教育	在校生から在学する学校に対し、教育サービスなどの対価として、一律義務的に納入されるもの。
手数料収入		教育	教育研究活動に付随して役務を提供した対価として学生、生徒その他から徴収するもの。
寄付金収入			金銭その他の資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金収入とならないもの。
補助金収入			国または地方公共団体及びこれに準ずる団体からの助成金をいう。
資産売却収入			固定資産の売却により得られる収入で、固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
付随事業・収益事業収入			
受取利息・配当金収入		その他	
雑収入			施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記以外の収入をいう。
借入金等収入		その他	
前受金収入		調整	翌年度入学の学生、生徒、児童に係る学生生徒等納付金収入その他の前受収入をいう。
その他の収入			上記の各収入以外の収入をいう。
資金収入調整勘定		調整	(マイナス表示)
前年度繰越支払資金			

支出の部			
科 目		活動 区分	備 考
大 科 目	小 科 目		
人件費支出		教育	
教育研究経費支出		教育	
管理経費支出			
借入金等利息支出		その他	
借入金等返済支出		その他	
施設関係支出		施設	整地費、周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
設備関係支出		施設	
資産運用支出			

その他の支出			
(予備費)			
資金支出調整勘定		調整	(マイナス表示)
翌年度繰越支払資金			
内部資金支出	法人本部費支出		
	学校会計繰入支出		税法上の収益事業への繰入支出
	他の内部資金支出		

貸借対照表記載科目

資産の部				
科		目		備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目		
固定資産				
	有形固定資産			貸借対照表日後 1 年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が 1 年未満になっているものであっても使用中のものを含む。
		土地		
		建物		建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		(建物)		
		(建物附属設備)		
		構築物		プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品		標本及び模型を含む。
		管理用機器備品		
		図書		
		車両		
		建設仮勘定		建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
	特定資産			
		第 2 号基本金引当特定資産		
		第 3 号基本金引当特定資産		第 3 号基本金に係る預金等をいう。
		退職給与引当特定資産		
		減価償却引当特定資産		
		資産取得引当特定資産		
		キルト <sup>*</sup> 奨学金引当特定資産		
		学校維持費引当特定資産		
		奨学研修費引当特定資産		
	その他の固定資産			
		借地権		地上権を含む。
		電話加入権		専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。
		施設利用権		
		ソフトウェア		
		有価証券		長期に保有する有価証券をいう。

		出資金	
		保証金	
		収益事業元入金	
		長期貸付金	その期限が貸借対照表日後 1 年を超えて到来するものをいう。
流動資産		現金預金	
		有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。
		未収入金	学生生徒納付金、補助金等の貸借対照日における未収額をいう。
		販売用品	
		短期貸付金	その期限が貸借対照表日後 1 年以内に到来するものをいう。
		仮払金	
		前払金	
		立替金	
資産の部合計			
<b>負債の部</b>			
大 科 目	小 科 目	備 考	
固定負債			
	長期借入金	その期限が貸借対照表日後 1 年を超えて到来するものをいう。	
	学校債	その期限が貸借対照表日後 1 年を超えて到来するものをいう。	
	長期未払金	その期限が貸借対照表日後 1 年を超えて到来するものをいう。	
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。	
流動負債			
	短期借入金	その期限が貸借対照表日後 1 年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務も含む。	
	1 年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後 1 年以内に到来するものをいう。	
	手形債務	物品購入のために振り出した手形上の債務に限る。	
	未払金		
	前受金		
	預り金	教職員の源泉所得税、社会保険料等の預り金をいう。	
負債の部合計			
<b>純資産の部</b>			
大 科 目	小 科 目	備 考	
基本金			
	第 1 号基本金	学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる額に掛かる基本金をいう。	
	第 2 号基本金	学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 2 号に掲げる額に掛かる基本金をいう。	
	第 3 号基本金	学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 3 号に掲げる額に掛かる基本金をいう。	

	第4号基本金	学校法人会計基準第30条第1項第4号に掲げる額に掛かる基本金をいう。
繰越収支差額		
	翌年度繰越収支差額	
純資産の部合計		
負債及び純資産の部合計		